

不祥事防止のための
校内研修用事例集（増補版）
～事例編～

目 次

【事例集増補版作成の経緯及び活用方法】	1
【事例ワークシート】	2 ～ 47
事例Ⅰ（体罰について）	2
<参考> 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（文部科学省通知）	6
事例Ⅱ－①（交通事故・違反について）	9
事例Ⅱ－②（交通事故・違反について）【短時間版ワークシート】	14
事例Ⅲ（公金等の不正処理について）	16
事例Ⅳ－①（セクシュアル・ハラスメントについて）	22
事例Ⅳ－②（パワー・ハラスメント）【短時間版ワークシート】	28
事例Ⅴ（わいせつ行為について）	31
事例Ⅵ（窃盗について）	36
事例Ⅶ（個人情報漏洩について）	41
その他の事例	46
【不祥事防止のためのチェックリスト】	48 ～ 51
教職員の不祥事防止のためのチェックリスト [管理職用]	48
教職員の不祥事防止のためのチェックリスト [教職員用]	50
別冊：【校内研修手法編】	1 ～ 38
1 不祥事を防止するための校内研修の手法について	1
2 ブレインストーミングの手法を用いた「事例研究」	3
3 ランキング法を用いた校内研修	7
4 「不祥事を防止するために」みんなで行うディベート研修	9
5 職員間のよりよい人間関係づくりのための研修 その①	14
6 職員間のよりよい人間関係づくりのための研修 その②	25
7 職員間のよりよい人間関係づくりのための研修 その③	30
8 職員間のよりよい人間関係づくりのための研修 その④	32
9 学校情報セキュリティについて考える ～情報資産を洗い出そう～	34

事例集増補版作成の経緯及び活用方法

1 作成に至った経緯

教職員による不祥事を防止するため、県教育委員会は平成16年度に「不祥事防止のための校内研修用事例集」を作成し、各校において服務規律研修等で活用されるよう努めてきたところである。

しかしながら、その後も体罰、交通事故・違反、公金等の不正処理など、様々な不祥事が後を絶たない状況である。

そのため、この度各校においてより効果的な研修の実施が図られるよう、本県又は他県の具体的な事例を追加編集した増補版を作成した。

2 活用方法

増補版は、二部構成となっている。

第一部は、本県及び他県の不祥事事例を基に新しく構成し直した事例を中心とし、ワークシート方式とした。各学校での研修に使いやすいよう1時間程度の研修を想定したものと、15分程度の研修を想定したもの（短時間版）を作成している。また、事例部分を研修目的等に合わせて変更できるよう、関連事例を項目ごとに掲載している。

第二部は、ワークシート方式以外の校内研修手法編とした。参加型の研修手法を中心に掲載するとともに、研修目的等に合わせ活用できるよう具体的な事例を基に作成している。

今回の増補版は、ホームページ掲載とし、ワークシート等そのまま活用できるようにしている。各学校において教職員の不祥事防止と資質向上を図るため、この増補版を積極的に活用いただきたい。

事例Ⅰ（体罰について）

<事例>

サッカー部の練習試合終了後、監督であるA教諭は動きの悪かった生徒Bを一人残し、試合での態度について話した。しかし、生徒Bは他の選手のプレーへの文句を言うだけで、自分の態度を素直に反省する様子が見られなかった。A教諭が「やる気があるのか」と言うと、生徒Bは「何で自分にばかり言うのか」と反論してきた。

普段から生徒Bの保護者には「厳しく指導してください。叩いてもかまいませんから」と言われていたA教諭は、生徒Bの態度にかつとしたこともあり、右手のこぶしで生徒Bの額を1回叩いた。生徒Bに体罰による怪我はなく、当日はその後通常どおりの練習を行ったが、その夜に生徒Bの保護者からA教諭に抗議の電話があった。

質問1 この事例で、体罰をしたA教諭はどのような気持ちだったのでしょうか。

質問2 生徒Bの保護者からは、どのような内容の電話があったのでしょうか。

質問3 この事例で、生徒Bにどのような影響を与えたのでしょうか。

質問4 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問5 この事例の後に早急にすべき生徒や保護者への対応は、どのようなものがあるのでしょうか。

質問6 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の体罰を未然に防ぐことができたのでしょうか。

質問7 この事例から、あなたは、生徒に対する指導として、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

< 防止のためのチェックポイント >

- 教職員一人一人の人権意識の高揚が図られているか。
- 体罰否定の指導観に立った指導体制は確立されているか。
- 教員の懲戒権と児童生徒の人権について十分な理解を図り、児童生徒の立場に立った指導が行われているか。
- 児童生徒理解と信頼関係に基づいた指導の徹底が図られているか。
- 児童生徒への内面的な指導・援助による指導方法の工夫改善が行われているか。

< 関係法規等 >

- 学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 地方公務員法第32条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 刑法第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(傷害)
第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(暴行)
- 民法第709条 故意又は過失によって他人の権利を又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

< 体罰に係る懲戒処分の基準（標準例） >

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ①治療期間が概ね30日以上 の負傷又は後遺症が残る負傷 を与える行為をした教職員	免職又は停職
	②治療期間が概ね15日以上 30日未満の負傷を与える 行為をした教職員	停職又は減給
	③治療期間が概ね15日未満 の負傷を与える行為をした 教職員	減給又は戒告

< 類似の事例 >

(体罰事例 1)

中学校に勤務する A 教諭は、某日午後 6 時頃、勤務校の会議室において同校第 2 学年の生徒 B に対し頭髪及び服装の乱れについて生活指導を行った。その際、生徒 B が「お前の言うことを聞く気はない」と言い返したので、A 教諭は左手のこぶしで生徒 B の右ほおを 1 回たたき、さらに同生徒の額に 1 回頭突きをした。また、同日午後 7 時頃、同会議室において同校第 1 学年の生徒 C に対し生活指導を行った際、左手のひらで生徒 C の右ほおを 1 回たたき、生徒 C の額に 2 回頭突きをした上、さらに右手のこぶしで生徒 C の額を強く 1 回たたき、生徒 C に頭部打撲による全治 10 日間の傷害を負わせた。

(体罰事例 2)

小学校に勤務する A 教諭は、担任するクラスの授業中、男子児童 B が宿題を忘れたとして、児童 B に課題を追加する罰を与えた。児童 B は発達障がいがあり、A 教諭が指導している最中にパニック状態となり、教室内で大暴れをした。A 教諭は、他の児童に危害がおよぶ危険もあったため、慌てて児童 B の胸ぐらをつかみ、教室の後ろの壁に押さえつけ、児童 B の動きを無理やり止めようとした。その際、児童 B は胸の骨を折る重傷を負った。

(体罰事例 3)

中学校に勤務する A 教諭は、某日午後 1 時 50 分頃、当時勤務していた中学校の校庭において、見学届を提出せずに体育の授業を見学していた男子生徒 B を指導した際、生徒 B が反抗的な態度をとったため、右手のひらでパチンと音がでる程度の強さで生徒 B の左ほおを 1 回たたきという体罰を行い、生徒 B に加療 1 か月以上を要する左外傷性鼓膜穿孔の傷害を負わせた。

体罰を行った後、A 教諭は生徒 B に対する傷害の有無の確認及び傷害に対する適切な処置をしなかった。また、体罰について速やかに管理職に報告しなかった。

< 参考 >

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

平成 19 年 2 月 5 日 18文科初第1019 号

文部科学省初等中等教育局長 錢谷 眞美

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

別紙

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
- 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

事例Ⅰ（体罰について） 【短時間版ワークシート】

<事例>

サッカー部の練習試合終了後、監督であるA教諭は動きの悪かった生徒Bを一人残し、試合での態度について話した。しかし、生徒Bは他の選手のプレーへの文句を言うだけで、自分の態度を素直に反省する様子が見られなかった。A教諭が「やる気があるのか」と言うと、生徒Bは「何で自分にばかり言うのか」と反論してきた。

普段から生徒Bの保護者には「厳しく指導してください。叩いてもかまいませんから」と言われていたA教諭は、生徒Bの態度にかっとしたこともあり、右手のこぶしで生徒Bの額を1回叩いた。生徒Bに体罰による怪我はなく、当日はその後通常どおりの練習を行ったが、その夜に生徒Bの保護者からA教諭に抗議の電話があった。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 この事例で、生徒Bにどのような影響を与えたのでしょうか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の体罰を未然に防ぐことができたのでしょうか。

質問4 この事例から、あなたは、生徒に対する指導として、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

事例Ⅱ－①（交通事故・違反について）

<事例>

A教諭の中学校では忘年会が計画されていた。管理職や幹事から事前に「忘年会に車での参加はしないように」との指示があったので、当日A教諭は公共交通機関で出勤し、午前1時頃タクシーで帰宅した。

翌朝、A教諭は自動車を運転して自宅を出発した。

出勤途上の信号機のない交差点で、A教諭が一旦停止をせず直進しようとした際、右方から直進してきた自動車と出会い頭に衝突し、相手方の運転手に全治2か月の重傷を負わせた。

警察で事情聴取を受けた際、A教諭の呼気からアルコール臭がすると警察官に指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

質問1 この事例で、A教諭は車を運転して出かけた際どのような気持ちだったのでしょうか。

質問2 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問3 この事故の直後に、A教諭はどのような対応をしなければならないのでしょうか。

質問4 この事故の後に、学校はどのような対応をしなければならないでしょうか。

質問5 この事故が起こった結果、どのようなことが起こると想定できますか。

質問6 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の事例を未然に防ぐことができたでしょうか。

質問7 この事例から、あなたは、交通事故・違反について、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

< 防止のためのチェックポイント >

- 量の多少にかかわらず、たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないこと。
- 飲酒する場所には、自家用車で行かないこと。
- やむを得ず、自家用車で参加した場合は、絶対に飲酒しないこと。
- 「少し酔いを覚ませば」「飲んだのは昨日だから」という安易な判断が、重大事故に繋がることを認識すること。
- 飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場に立ち、交通事故撲滅の視点で研修会を実施し、意識改革を図ること。
- 車を運転する者に酒をすすめた者も同罪であることを認識すること。

< 悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例） >

1. 標準的な処分量定

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転を幫助した場合		
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職又は停職
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職、停職又は減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合	免職、停職又は減給
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

※免職及び停職（飲酒運転を行った場合に限る）の事例にあつては、学校名、氏名、職名、年齢、性別及び処分理由の全てが公表される。

< 類似の事例 >

(飲酒運転事例 1)

A教諭は、休日の昼食時に飲酒した後に仮眠し、目を覚ました後に午後4時50分頃から午後5時頃までの間、自家用自動車を運転し、自宅から近くの交差点まで走行し、同交差点で停止していた時追突され、頸椎捻挫による全治1か月未満の傷害を負った。

A教諭は警察の事情聴取中に呼気からアルコール臭がすると指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

(飲酒運転事例 2)

A教諭は、市内の飲食店で友人である別の学校の講師B、会社員Cの三人で飲食し、それぞれビールを4～5杯飲んだ。その後三人で別の店へ行き、深夜2時頃まで飲食しながら話をした。その間、A教諭、会社員Cはビール、焼酎を飲んだが、講師Bは10時頃からカウンターで眠っていた。午前2時半頃A教諭が講師Bを起こして自宅まで送るよう依頼し、講師Bの運転する車にA教諭が同乗して帰宅することとなった。途中同市内交差点で転回禁止違反をした際、警邏中のパトカーに停車を命じられ、呼気検査を受けて講師Bは酒気帯び運転で検挙された。A教諭も道交法違反（同乗罪）の疑いで任意同行され、事情聴取を受けた。

(飲酒運転事例 3)

A教諭は市内で行われた教職員の懇親会に出席し、飲酒したため、運転代行業者を呼んで帰宅することにした。代行業者の運転で自宅へ向かったが、自宅手前約100mにあるコンビニで買い物をするため、コンビニで車を降りた。買い物を済ませて、コンビニから自宅まで自分で運転して戻ったところでパトロール中の警察官の職務質問を受け、酒気帯び運転が発覚した。

(飲酒運転事例 4)

中学校に勤務するA教諭は私傷病休暇中、自宅でなかなか寝付けないため、午前2時半から焼酎3合を飲み、就寝した。翌日午後1時に目が覚め、レンタルビデオ店へビデオを返却するために車で外出した。途中、踏み切りで一旦停止を怠ったところを近くにいた警察官に目撃され、職務質問された際、酒気帯び運転が発覚した。

後日行われた聞き取り調査では、不安な気持ちを抑えるため、休暇中は昼夜を問わず飲酒をしていたと本人は話している。

事例Ⅱ－①（交通事故・違反について）【短時間版ワークシート】

<事例>

A教諭の中学校では忘年会が計画されていた。管理職や幹事から事前に「忘年会に車での参加はしないように」との指示があったので、当日A教諭は公共交通機関で出勤し、午前1時頃タクシーで帰宅した。

翌朝、A教諭は自動車を運転して自宅を出発した。

出勤途上の信号機のない交差点で、A教諭が一旦停止をせず直進しようとした際、右方から直進してきた自動車と出会い頭に衝突し、相手方の運転手に全治2か月の重傷を負わせた。

警察で事情聴取を受けた際、A教諭の呼気からアルコール臭がすると警察官に指摘され、呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 この事故の直後に、A教諭はどのような対応をしなければならないのでしょうか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の事例を未然に防ぐことができたでしょうか。

事例Ⅱ－②（交通事故・違反について）【短時間版ワークシート】

<事例>

A教諭は、市内で行われる会議に出席するために自家用車を運転して自宅から会場へ向かう途中、〇〇自動車道上で、最高速度70キロのところを121キロで走行し、自動速度取締り機により速度を記録された。同日警察からの連絡により出頭し、51キロの速度超過を認め検挙された。A教諭は過去に何度か速度超過による違反を繰り返しており、今回の違反により、免許取消処分となり、後日罰金の支払いが裁判所より命じられた。また過去の違反のうち、高速道を走行中に32キロ速度超過により検挙された違反について、当時の管理職に報告していなかったことも判明した。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の事例を未然に防ぐことができたと思いますか。

質問3 この事例から、あなたは、交通事故・違反について、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

< 防止のためのチェックポイント >

- スピード違反（速度オーバー）は違法行為であると認識すること。
- 車両等は扱い方次第では人の命を奪う凶器となることを認識すること。

< 関係法規等 >

- 道路交通法第65条 ① 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
③ 何人も、第1項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

第117条の2第1号（要約。罰則）

酒に酔った状態（正常な運転ができない恐れがある状態）で運転した者は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第117条の2の2第1号（要約。罰則）

酒気帯び状態（血液1ミリリットルにつき、0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを体内に保有した状態）で運転した者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- 刑法第208条の2（要約）

飲酒死亡事故は1年以上の有期懲役刑（危険運転致死傷）

第211条（要約）

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。（業務上過失致死傷等）

- 道路交通法第22条

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

第75条の2（要約）

違反行為（最高速度違反行為）が行われ、かつ、当該使用者が著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

< 類似の事例 >

（スピード違反事例1）

A教諭は、学校に無断で、自らが運転する自家用車に生徒7名を乗せ、県外で開催された運動部の強化練習会に参加した。その帰路、県内〇〇自動車道で、走行車線を走行中のトラックを法定速度を40キロ以上超えた速度で追い越そうとした際に運転を誤り、右側壁に衝突して横転した。後部座席にいた生徒1名が車外に投げ出され、首の骨を折るなどして死亡したほか、6人が負傷した。運転していたA教諭は、高速道路交通警察隊の調べに対し、「スピードを出し過ぎ、ハンドル操作を誤った」と供述した。また、死亡した生徒はシートベルトを装着していなかったことも判明した。A教諭は自動車運転過失致傷容疑で現行犯逮捕された。

（スピード違反事例2）

小学校教諭Aは、数日間学校行事が続いたため授業の準備時間が十分にとれなかった。当日は、少しでも早く学校に着いて授業の準備をしたかったので、朝早く自宅を出発し学校へ向かった。焦る気持ちで県道（速度制限60キロ）を走行しているときに、ゆっくり走る車があったので追い抜いたところ、30キロ以上のスピード違反で、警察の交通取り締まりで検挙された。

事例Ⅲ（公金等の不正処理について）

<事例>

A教諭は県立B高校の出身者で、卒業生会の事務局長を務めるとともに同会の会計責任者であった。A教諭は同会会計から、事務局長の決裁で少額を繰り返し出金し、不正に支出した約200万円を私的に流用した。発覚後、A教諭は全額を弁済した。

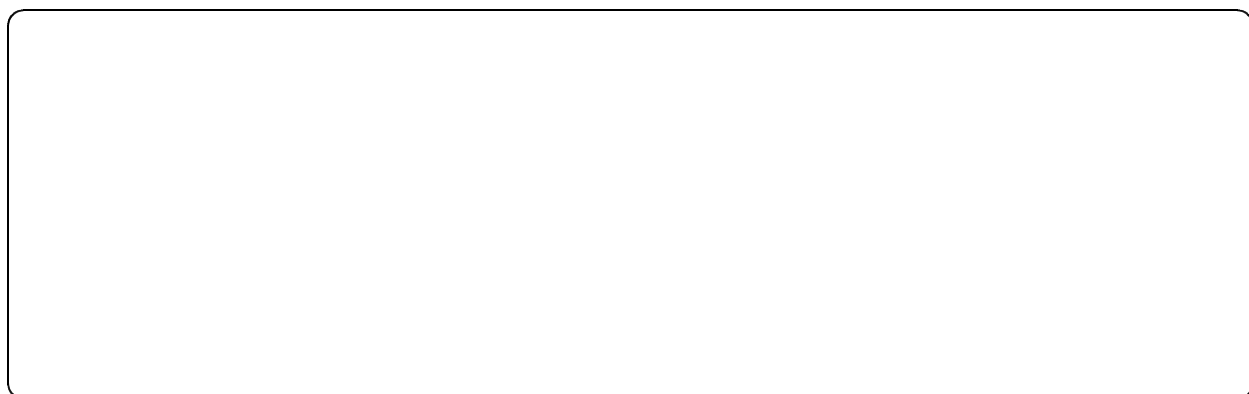
A教諭はサラリーマン金融及び知人への借金が多額にあり、流用したお金はその返済に充てたと述べている。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 この事例で、A教諭はなぜこのようなことをしてしまったのでしょうか。

質問3 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるのでしょうか。

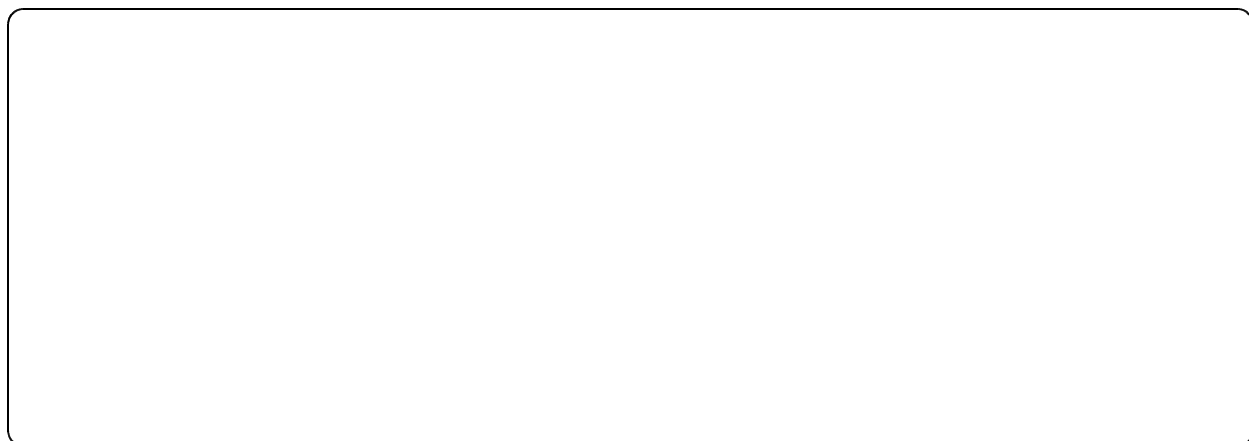
質問4 あなたの学校では、公金等の処理についてどのような点検体制がとられていますか。



質問5 この事例を未然に防ぐため、学校でどのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。



質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。



< 何が問題であるのか >

- 教職員が取り扱うお金が公金等であるという認識に甘さがあったこと。
- 適正な会計処理ができず、少額であれば一人で引き出せる立場を悪用したこと。
- 個人のお金と公金等の区別がなく、簡単に私的流用してしまったこと。
- 予算執行について、複数の者がチェックする体制が不備であったこと。

< 防止のためのチェックポイント >

- 個人のお金と公金等の区別がなされているか。
- 公金（県費・市町村費等）及び学校徴収金又は団体会計について、立替はないか。
- 学校徴収金等の出納については、いつでも明確な報告ができるよう、通帳等関係書類に記録し、整理されているか。
- 通帳からの引出手順を明確にしておき、予算の執行・確認に関して複数の教職員がチェックできるようになっているか。
- 会計別に定期的な諸帳簿等の点検ができるようになっているか。
- 学校徴収金等の通帳に使用する印鑑、通帳の管理者を明示してあるか。
- 当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成し、監査を受けて、残金は適正に処理されているか。
- 現金の取扱いについては、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込む等しているか。（ロッカーや机等に入れて保管していないか。）

< 関係法規等 >

- 刑法第159条（要約）
行使の目的で、他人の印章等を使用して権利等に関する文書等を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。（私文書偽造等）
- 第167条（要約）
行使の目的で、他人の印章等を偽造した者及び不正使用した者は、3年以下の懲役に処する。（私印偽造及び不正使用等）
- 第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。
（横領）
- 第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。（業務上横領）

< 私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例） >

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	
	① 放火又は殺人を犯した教職員	免職
	② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	免職
	③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝	
	① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職
	② 他人の財物を窃取した教職員	免職
	③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職
3	暴行、傷害、器物損壊	
	① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員	免職、停職又は減給
	② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員	減給又は戒告
	③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	減給又は戒告
4	賭博	
	① 常習として賭博をした教職員	停職
	② 賭博をした教職員	減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告

< 類似の事例 >

（公金等の不正処理事例 1）

中学校 A 主事は、金額欄が未記入の金融機関の払出伝票約 13 枚に校長に無断で校長の印鑑を押印し、4 ヶ月間の間に同払出伝票を利用して 8 回にわたって同校生徒の積立金口座から総額 90 万円の現金を引き出して横領し、パチスロ代、宝くじの購入費等に充てた。

(公金等の不正処理事例 2)

A教諭は学年主任をしていた2, 3年生の教材費と積立費から、計765万円を私的に流用した。

卒業後に余った教材費が返却されないことを不審に思った保護者が学校に問い合わせたが発覚。県教委では通帳と印鑑を別人が管理するよう指導しているが、A教諭が通帳と印鑑の両方を管理しており、20回にわたって不正に現金を引き出していた。遊興費や衣装代などのために利用した消費者金融への借金返済が目的であった。

(公金等の不正処理事例 3)

公立中学校の茶道部顧問のA教諭は、茶道部生徒の保護者から集めた部費20万円のうち約13万円を流用していたことがわかった。事件発覚後辞職願を校長に提出し、発覚同日に開催されたPTA総会にて保護者に謝罪した。

A教諭は、三度にわたり、百貨店で茶道具と私物の寝具用品などを買った際、「茶道部備品一式」の名目で領収書を受け取り、実際には買っていない茶道具名を記した用紙を添付していたという。昨年10月、別の教諭が備品台帳にないことに気づき、問題が発覚した。A教諭は「茶道部にある高額の花瓶を自費で買ったので、その補てんのつもりだった」と釈明している。その後、自費で備品を買い足したという。

(公金等の不正処理事例 4)

40代の養護教諭がカラ出張を繰り返し、旅費を不正受給していた疑いがあることが、分かった。

養護教諭の公務出張のうち、出席が確認できない出張が15件あった。校長らが問いただしたところ、養護教諭は2件について「出張には行ってません。」などと虚偽報告を認めた。校長はこの2件を「非違行為」とし、残り13件についても「疑義のある出張用務」とした。15件で支払われた県費は十数万円に上ると見られる。

(公金等の不正処理事例 5)

A教諭は、事前に公共交通機関(電車・バス)で通勤すると届け出ていたが、実際にはマイカー通勤し、通勤手当の計約20万円を不正に受給していた。

A教諭は、電車・バスの定期代を受給していたにもかかわらず車で通勤し、学校の敷地内や、学校近くの路上、店の駐車場などに無許可で駐車していた。

発覚後に、A教諭は不正に受給した通勤手当の全額を返還した。

事例Ⅲ（公金等の不正処理について） 【短時間版ワークシート】

＜事例＞

A教諭は県立B高校の出身者で、卒業生会の事務局長を務めるとともに同会の会計責任者であった。A教諭は同会会計から、事務局長の決裁で少額を繰り返し出金し、不正に支出した約200万円を私的に流用した。発覚後、A教諭は全額を弁済した。

A教諭はサラリーマン金融及び知人への借金が多額にあり、流用したお金はその返済に充てたと述べている。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったと思いますか。

質問2 あなたの学校では、公金の処理についてどのような点検体制がとられていますか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいれば、この事例を未然に防ぐことができたと考えますか。また、あなたが取り組みたいことは何ですか。

事例Ⅳ－①（セクシュアル・ハラスメントについて）

<事例>

男性A教諭は、担任をしている2年生の女子生徒Bから交友関係や進路の悩みを相談され、それに答え励ますうちに、私的にメールを交換するようになった。

生徒Bが3年生になり、A教諭は担任でなくなったが、週に2、3回のペースで生徒Bにメールを送信した。生徒Bから「もうメールをやめてほしい」との訴えを受けて一旦は止めたが、12月になって「イルミネーションがきれいなので放課後見に行ってみる？」「夜景を見に行こう」などのメールを、深夜や早朝、さらには勤務時間中にも送っていた。

1月になり生徒Bはクラスの授業を欠席しがちになり、生徒Bの友人が学校に相談したことからA教諭の行動が発覚した。生徒Bはその後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断され、通院中である。

質問1 この事例で、A教諭はメールを送っている際どのような気持ちだったのでしょうか。

質問2 「ハラスメントの防止等に関する要綱」では、セクシュアル・ハラスメントをどう定めていますか。

質問3 この事例で、生徒Bにどのような影響を与えたのでしょうか。

質問4 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問5 この事例の後に早急にすべき生徒や保護者等への対応は、どのようなものがあるのでしょうか。

質問6 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭のセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐことができたのでしょうか。

質問7 この事例から、あなたは、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

< 防止のためのチェックポイント >

- 教職員一人一人が、身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係があるか。
(しない、させない、見逃さないという職場環境があるか。)
- 「不快にさせる性的な言動」に対し、教職員としてふさわしい判断基準を持っているか。
- 児童生徒、保護者の反応を敏感に察知するとともに、児童生徒、保護者が教職員に対して気軽に意思表示できる環境があるか。(セクシュアル・ハラスメント相談窓口等)
- 密室での児童生徒、保護者への指導は、1人では行わず、できる限り複数で行うようにしているか。
- 修学旅行等での児童生徒の見回りは、複数教諭で担当し、終了後責任者に報告する体制になっているか。
- 宿泊を伴う行事等で、飲酒をしていないか。
- 飲酒の席だからと不適切な言動を容認する風潮はないか。

< 関係法規等 >

- 刑法第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する(公然わいせつ)
 - 第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も同様とする(強制わいせつ)
 - 第178条 人の心身喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心身を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前2条の例による。(準強制わいせつ)
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
 - 第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金
- 島根県青少年の健全な育成に関する条例
 - 第21条 何人も、青少年(18歳未満)に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
 - 第30条(要約。罰則)
 - 第21条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

< わいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例） >

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒に対するわいせつ行為等		
1	わいせつな行為をした教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	免職、停職又は減給
3	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給又は戒告
児童生徒以外の者に対するわいせつ行為等		
4	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
5	上記の4を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職又は減給
6	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
7	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. わいせつ行為等の定義

「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。

- ①「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること、性的嫌がらせ等をいう。
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒、同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等をいう。

< 類似の事例 >

（セクシュアル・ハラスメント事例1）

男性A教諭は、休み時間に教室でひざの上に乗ってきた児童Bのシャツの上から腹に触れたり、太ももなどをなでた。体育の授業中などにも、うつぶせで寝転んでいた児童Cに乗りかかったり、背中に触った。保護者の指摘を受けて、学校がクラスの女子児童全員から話を聞き、3人が「体を触られて嫌な思いをした」と答えた。A教諭は「スキンシップのつもりだった」と話している。

(セクシュアル・ハラスメント事例 2)

中学校の男性A教諭は、教え子の女子中学生を下校時に待ち伏せしてドライブに誘ったほか、無断で生徒の写真を撮るなどの行為を繰り返した。中学生の保護者が学校へ届け出たため、一時はつきまといをやめたが、再び繰り返し、1年以上つきまとった。A教諭は、「(自分には)娘がいないので、娘のような気持ちでかわいがりたかった。申し訳ない」と話しているという。

このA教諭の行為について、保護者からの被害届を受けた警察がストーカー規制法違反の可能性もあるとして、A教諭を調べている。

(セクシュアル・ハラスメント事例 3)

男性A教諭は、不登校傾向にある女子生徒Bに登校を促す指導を行っていた。その過程で、生徒Bが授業に出席し進級できるように励ますために、腕、肩、背中をさすった。

またA教諭は、生徒Bを自宅に4～5回呼び、学校などの話を聞き、その際、元気を出すように腕や肩、背中をさすった。さらに、生徒Bが精神的に落ち込んでいたので、頑張れと励ますため抱きしめた。生徒BはA教諭宅に行くようになってから、不快に感じるようになった。

生徒Bが、保護者にA教諭宅に行きたくないと言ったことから、この事実が発覚し、生徒Bの保護者からA教諭に抗議の電話があった。

(セクシュアル・ハラスメント事例 4)

男性A教諭は、新任で同じ教科の女性B教諭と普段からよく話し、仲が良いと感じていた。

忘年会の2次会の席でA教諭はB教諭を誘い、カラオケでデュエットをした。その際A教諭はB教諭の手を握ったり、肩に手を回したりした。宴会の席では、周囲も冷やかしの声をあげるだけで、誰も止める様子ではなかった。2次会には、管理職は出席していなかった。

その後、B教諭は女性C教諭に相談し、「その場の雰囲気があり黙っていたが、不快に感じていた。しかし普段からA教諭によく質問をして教えてもらっていたので断りにくかった。」と伝えた。

C教諭は校長にこの件を相談し、校長は直ちに教頭と2人でB教諭にC教諭から相談のあった内容を確認した上で、A教諭にこの件を確認して注意した。A教諭は校長に「酔った勢いで自分勝手に盛り上がってしまいました」と話した。

事例Ⅳ－①（セクシュアル・ハラスメント）【短時間版ワークシート】

<事例>

男性A教諭は、担任をしている2年生の女子生徒Bから交友関係や進路の悩みを相談され、それに答え励ますうちに、私的にメールを交換するようになった。

生徒Bが3年生になり、A教諭は担任でなくなったが、週に2、3回のペースで生徒Bにメールを送信した。生徒Bから「もうメールをやめてほしい」との訴えを受けて一旦は止めたが、12月になって「イルミネーションがきれいなので放課後見に行ってみる？」「夜景を見に行こう」などのメールを、深夜や早朝、さらには勤務時間中にも送っていた。

1月になり生徒Bはクラスの授業を欠席しがちになり、生徒Bの友人が学校に相談したことからA教諭の行動が発覚した。生徒Bはその後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断され、通院中である。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 この事例で、生徒Bにどのような影響を与えたのでしょうか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭のセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐことができたのでしょうか。

質問4 この事例から、あなたは、日頃どのようなことを心掛けていこうと思いますか。

事例Ⅳ－②（パワー・ハラスメント） 【短時間版ワークシート】

<事例>

A教頭は、新任のB教諭の教科指導力を伸ばそうと指導していたが、A教頭の求めるような授業をB教諭がなかなか展開出来なかったため、次第に言葉が厳しくなり、ついには「役立たず」「教員を辞めたらどうだ」などと、しつこく発言するようになった。

また、B教諭が些細なミスをしたときにも、「だから君はダメなんだ」と周囲に聞こえるような大声で叱責した。B教諭は反論したい時もあったが、言い返す勇気が出なかった。

さらに、A教頭は周囲の教員にも「B先生はダメだ。やる気がない」と度々言っていた。

B教諭はA教頭の感情的な態度や発言に悩み、誰にも相談できず、次第に勤務を休みがちになっていった。

質問1 この事例で、A教頭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 「ハラスメントの防止等に関する要綱」では、「パワー・ハラスメント」をどう定めていますか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教頭のパワー・ハラスメントを未然に防ぐことができたのでしょうか。

質問4 この事例から、あなたは、日頃どのようなことを心掛けて勤務していこうと思いますか。

< 防止のためのチェックポイント >

- 教職員一人一人が、身近な言動を見直し、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係があるか。
(しない、させない、見逃さないという職場環境があるか。)
- 相手の人格を尊重し、相手方の立場に立った行動をとることの重要性を認識するため、人権意識高揚のための研修を行っているか。
- 職務上の権限や地位等を利用して人格的な支配を行ったり、心理的圧迫や身体的苦痛を与えたりしてはいないか。
- ハラスメントは人によって受け止め方が異なるので、次の点に注意しているか。
 - ① 指導のつもりであったとしても、適正レベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があること。
 - ② 「口が悪いのは愛情の裏返し」、「毒舌も個性」などと思い込まないこと。
 - ③ 相手との良好な人間関係が形成されているので、「この程度でパワー・ハラスメントと思われるわけがない。」などと勝手に思い込まないこと。
- 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合でも、同じ言動を決して繰り返していないか。
- ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否や抗議をすることができないことなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識しているか。
- 職場におけるハラスメントにだけ注意せず、酒席のような勤務時間外におけるハラスメントについても十分注意しているか。
- パワー・ハラスメントについては、上司から部下、又は同僚同士だけでなく、部下から上司の場合も起こりうることに注意しているか。
- 児童生徒、保護者の反応を敏感に察知するとともに、児童生徒、保護者が教職員に対して気軽に意思表示できる環境があるか。(ハラスメント相談窓口等)

< 関係法規等 >

- 地方公務員法
 - 第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 刑法第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。(脅迫)
 - 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。(侮辱)
- 民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(不法行為による損害賠償)
 - 第723条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。(名誉毀損における原状回復)

< 類似の事例 >

(パワー・ハラスメント事例 1)

中学校の男性A校長は職場の飲み会の2次会で、隣の席でカラオケを歌っていた30代の女性B教諭の手を持ち、リズムに合わせて自分の下半身や胸に当てた。それに対してB教諭はA校長に対し抗議をし、その抗議を受けA校長はいったん謝罪したが、B教諭が欠席したその後の飲み会で、ほかの教諭らに「あいつはつまらん」「来年飛ばす」「ばあさんになったなあ」「あんなかたぶつは教師に向かん」などと発言した。その他の場でも同様な発言を繰り返していた。校長は一連の言動について「コミュニケーションの一環としてやった」と話している。

(パワー・ハラスメント事例 2)

高校の女性教諭ら2人が、校長と理事長に繰り返し暴言を吐かれ、精神的に追いつめられたのはパワー・ハラスメント（パワハラ、地位を利用した嫌がらせ）に当たるとして、計1,000万円の損害賠償を求めて地方裁判所に提訴した。

提訴したのは50代の女性教諭と女性職員（ともに休職中）で、2人は昨夏から今春にかけて、校長に「辞表を書きなさい」と迫られたり、他の教職員の目の前で無能呼ばわりされたりするなど精神的苦痛を負ったなどと主張している。

(パワー・ハラスメント事例 3)

高校の元音楽教師の男性が「上司から不当な嫌がらせやいじめ（パワー・ハラスメント）を受け、退職に追い込まれた」として、高校を経営する学校法人の理事長ら2人を相手取り、地位確認と退職後の給与などを求め地方裁判所に訴訟を起こした。男性は同校に在職中の5～6月、担当部活動の生徒へのセクハラ、同僚への不適切な発言などの疑いをかけられ、当時の理事長や副校長に退職を迫られた。退職後もうわさを流されて再就職ができないようにしたと主張している。

(パワー・ハラスメント事例 4)

「A校長からパワー・ハラスメントを受けた」などとする遺書を残して自殺した中学校のB元教諭の両親が「A校長らの行為は故意のいじめだった」として、県と市に計約9,600万円の損害賠償を求める訴えを地方裁判所に起こした。

音楽教諭として赴任した後、女性A校長から勤務態度や指導方法を注意されたり、教頭から生徒の前で怒鳴られたりした。その後、「指導力不足」を理由に研修を受けていた。研修開始後自宅にて死亡しているのが見付き、パソコンには「A校長のいじめは指導以上のパワハラ」とする遺書が残されていた。B元教諭の両親は「娘を精神的に追い込み、一方的に指導力不足の烙印を押した」と主張している。

(パワー・ハラスメント事例 5)

高等学校のA教諭は、IT機器の専門的スキルに優れており、IT機器が苦手な教務部長B教諭から専門的な仕事を頼まれると「何で自分ばかりに仕事を押しつけるのか」と反論し、部長B教諭に対してしつこく無能呼ばわりした。さらに、その事を他の職員にも言いふらしたり、授業中生徒に話したりしていた。

事例Ⅴ（わいせつ行為について）

<事例>

男性A教諭は、通勤の電車の中で、正面の席に座っていた女性のスカートの中を、携帯電話のカメラで盗撮し、他の乗客の通報で現行犯逮捕された。

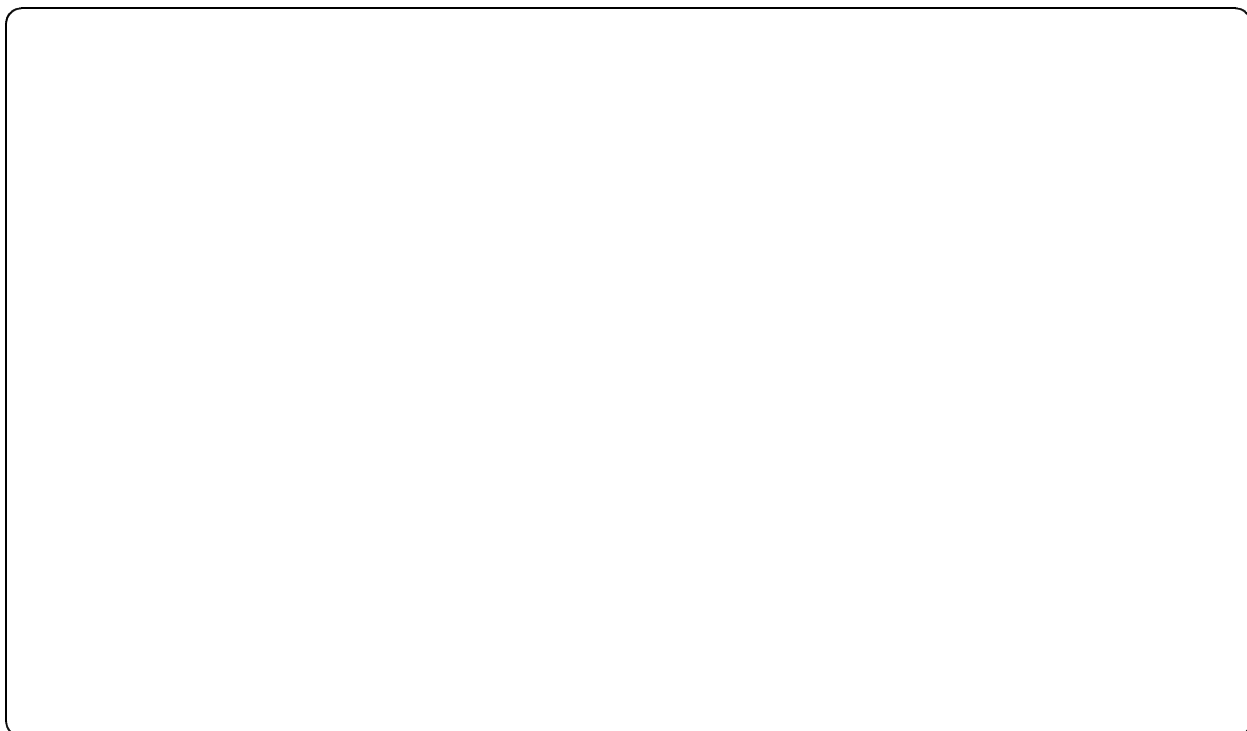
A教諭は、「異動が決まりストレスがたまっていた」と供述している。

質問1 この事例で、A教諭はどのような気持ちで盗撮に及んだのでしょうか。

質問2 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問3 この事例の後に学校が早急にとるべき対応には、どのようなものがあるのでしょうか。

質問4 学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の盗撮を未然に防ぐことができたと思いますか。



質問5 この事例から、あなたは、日頃どのようなことを心がけて勤務していこうと思いますか。



< 防止のためのチェックポイント >

- 教職員一人一人の法令を遵守する意識の高揚が図られているか。
- 不法行為において、教職員が責任を問われる場合、①刑事上の責任、②行政上の責任、③民事上の責任があることを認識する機会を定期的に設けているか。
- 互いの人権意識を高めるために、研修会等を定期的に行い、人権意識の高揚が図られているか。
- 教職員のメンタルヘルスを図るための取組を積極的に進めているか。

< 関係法規等 >

○ 地方公務員法

第32条 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○ 刑法第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(公然わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も同様とする(強制わいせつ)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(暴行)

○ 島根県迷惑行為防止条例

第4条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から又は直接に人の身体に触れること。

(2) 人の下着又は身体(これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下次号及び次項において同じ。)を見ること。

(3) 写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を使用して、人の下着又は身体の映像を記録すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、衣服等を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着又は身体を見、又はこれらの映像を記録してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の人の姿態の映像を記録してはならない。

< 類似の事例 >

(わいせつ行為事例 1)

男性 A 教諭は、市内のホテルにおいて、携帯電話の出会い系サイトで知り合った当時 16 歳の女性 B に現金 4 万円を供与し、性行為を行った。また、その 1 カ月後都内のホテルにおいて、女性 B に紹介された当時 17 歳の女性 C に現金 4 万円を供与し、性行為を行った。さらに、その 4 カ月後再び女性 B に現金 4 万円を供与し、性行為を行った。

(わいせつ行為事例 2)

男性 A 教諭は、自宅に招き飲酒を共にした勤務校の女性職員に対し、同女性職員の意に反して性的行為を行った。A 教諭は、自宅に女性職員が来た段階でこうなることは承知の上だったと主張している。

(わいせつ行為事例 3)

男性 A 教諭は、顧問を務める部活動に所属する女子生徒 B に、「マッサージをする」などと言って服の上から胸や尻を触った。また、部室や教育相談室で生徒 B にマッサージをした際、胸を触ったほか、T シャツを脱がせたり、抱きついたりしていた。生徒 B には「勘違いされるので、家の人には言わないように」と口止めしていた。

A 教諭は県教育委員会の調査に対して「度胸をつけさせるためにやったつもりだったが、エスカレートしてしまった。本当に申し訳ありません」と反省の弁を口にした。

事例Ⅴ（わいせつ行為について） 【短時間版ワークシート】

<事例>

男性A教諭は、通勤の電車の中で、正面の席に座っていた女性のスカートの中を、携帯電話のカメラで盗撮し、他の乗客の通報で現行犯逮捕された。

A教諭は、「異動が決まりストレスがたまっていた」と供述している。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問2 この事例の後に学校が早急にとるべき対応には、どのようなものがあるのでしょうか。

質問3 学校でどのようなことに取り組んでいけば、A教諭の盗撮を未然に防ぐことができたと思いますか。

質問4 この事例から、あなたは、日頃どのようなことを心がけて勤務していこうと思いますか。

事例Ⅵ（窃盗について）

<事例>

A教諭は、勤務時間中に職員室の隣の教員に家庭訪問をすると告げ、管理職の許可を得ず外出し、市内のショッピングセンターに行って総額8,000円相当の商品を万引きした。

当日は、A教諭の様子は普段と変わらなかったが、最近同じ職員室の教員には、時折悩んでいる様子を見せていた。管理職はそのことを事件後にはじめて知った。

質問1 A教諭は、どんな気持ちで万引きをしたのでしょうか。

質問2 この事例で、児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるのでしょうか。

質問3 この事例における問題点として、どのようなことがあげられますか。

質問4 この事例でA教諭が負うべき責任や損失は、どのようなものがあるでしょうか。

質問5 この事例を未然に防ぐため、学校でどのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。

質問6 この事例を未然に防ぐため、あなたが取り組みたいことは何ですか。

< 防止のためのチェックポイント >

- 教職員一人一人に、私的な行動においても自らを厳しく律する倫理意識の高揚が図られているか。
- 学校内で児童生徒への対応についての悩みや個人的な悩みを相談できる体制が十分に機能しているか。
- 不祥事を防止するために管理職が指導力を発揮し、不祥事が発生した場合の学校の管理体制を整えているか。
- 懲戒処分に関する処分基準や公表基準が周知されているか。

< 関係法規等 >

- 刑法第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。(窃盗)

< 私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例） >

1. 標準的な処分量定

	行 為 等 の 態 様	基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	
	① 放火又は殺人を犯した教職員	免職
	② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	免職
	③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝	
	① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職
	② 他人の財物を窃取した教職員	免職
	③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職
3	暴行、傷害、器物損壊	
	① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員	免職、停職又は減給
	② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員	減給又は戒告
	③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	減給又は戒告
4	賭博	
	① 常習として賭博をした教職員	停職
	② 賭博をした教職員	減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、減給又は戒告

< 類似の事例 >

(窃盗事例 1)

中学校男性 A 教諭は、某日午前 2 時頃、施錠せずに路上に放置されていた他人の自転車を、同日午前 2 時 5 分頃までの間、無断で使用した。

(窃盗事例 2)

休職中の A 教諭は、趣味のパチンコに行き、その景品交換所で、客の男性が落とした 1 万円札を盗んだ。パチンコ店の防犯カメラに A 教諭が札を拾う姿が撮影されており、翌日再び来店した A 教諭に警察官が事情を聴いたところ、容疑を認めた。

A 教諭は「自分でも気づかぬうちに発作的にしてしまった。大変恥ずかしいことをした。県民の皆様に変な迷惑をかけた。」などと話した。

(窃盗事例 3)

小学校 A 教諭は勤務を終えた後、帰宅途中自宅近くのショッピングセンターに立ち寄り、洋菓子 3 点 (900 円相当) を万引した。呼び止めた女性警備員ともみ合いになり、警備員を転倒させて軽傷を負わせた。A 教諭は強盗致傷の現行犯で逮捕されたが、起訴猶予処分となった。万引きの動機について A 教諭は「仕事のこと、家庭のことなどでむしゃくしゃしていた。気が動転して自分でも分からない。」と話した。

事例Ⅵ（窃盗について） 【短時間版ワークシート】

<事例>

A教諭は、勤務時間中に職員室の隣の教員に家庭訪問をすると告げ、管理職の許可を得ず外出し、市内のショッピングセンターに行って総額8,000円相当の商品を万引きした。

当日は、A教諭の様子は普段と変わらなかったが、最近同じ職員室の教員には、時折悩んでいる様子を見せていた。管理職はそのことを事件後にはじめて知った。

質問1 この事例で、児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるでしょうか。

質問2 この事例における問題点として、どのようなことがあげられますか。

質問3 この事例を未然に防ぐため、学校でどのようなことに取り組んでいけばよいと思いますか。また、あなたが取り組みたいことは何ですか。

事例Ⅶ（個人情報漏洩について）

<事例>

中学校勤務のA教諭は2学期に入ってから、土・日に自宅で仕事を進めるために、過去2年間自分が教科担当をした生徒150名分の評定一覧表など、校外への持ち出しが禁止されている生徒の個人情報を、自己所有のUSBメモリに保存した状態で勤務校から持ち出していた。

某日午後5時30分ころ、同個人情報が保存された同USBメモリをバッグに入れ同校から退勤し、帰宅途中自転車で自宅近くの商業施設に行き、同自転車の前かごに同バッグを入れたまま、同自転車を同商業施設の駐輪場に止めて買い物をした際、同バッグを盗まれ、同USBメモリ等を紛失させる事態を招いた。

質問1 A教諭はどんな気持ちでUSBを持ち出したのでしょうか。また、USBを紛失してどんな気持ちになったのでしょうか。

質問2 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったのでしょうか。

質問3 このあと、A教諭はどのような対応をしなければならないでしょうか。

質問4 学校としては、早急にどのような対応が必要となるでしょうか。

質問5 今回の事例以外に、個人情報の漏洩事故としてどのような事例が考えられるでしょうか。日常の生活を振り返ってみましょう。

< 防止のためのチェックポイント >

- 個人情報管理規程等のルールづくりがなされ、管理体制が確立しているか。
- どこにどのような個人情報が保管、保存されているか把握しているか。
- 情報ネットワーク（校内LAN等）の管理規程が作成されているか。
- 保存期間を過ぎた個人情報の処理・廃棄方法は適切か。
- 情報管理に関しての校内研修が行われているか。

< 関係法規等 >

- 地方公務員法

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。（秘密を守る義務）

第 60 条（罰則／要約）

第 34 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

- 個人情報の保護に関する法律

第 11 条（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

- 島根県個人情報保護条例

第 9 条（職員の義務）

実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。第 52 条及び第 54 条において同じ。）又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

事例Ⅶ（個人情報漏洩について）

【短時間版ワークシート】

<事例>

中学校勤務のA教諭は2学期に入ってから、土・日に自宅で仕事を進めるために、過去2年間自分が教科担当をした生徒150名分の評定一覧表など、校外への持ち出しが禁止されている生徒の個人情報を、自己所有のUSBメモリに保存した状態で勤務校から持ち出していた。

某日午後5時30分ころ、同個人情報が保存された同USBメモリをバッグに入れ同校から退勤し、帰宅途中自転車で自宅近くの商業施設に行き、同自転車の前かごに同バッグを入れたまま、同自転車を同商業施設の駐輪場に止めて買い物をした際、同バッグを盗まれ、同USBメモリ等を紛失させる事態を招いた。

質問1 この事例で、A教諭のどのような点に問題があったと思いますか。

質問2 学校としては、早急にどのような対応が必要となるでしょうか？

質問3 今回の事例以外に、個人情報の漏洩事故としてどのような事例が考えられるでしょうか。日常の生活を振り返ってみましょう。

< 類似の事例 >

(個人情報漏洩事例 1)

小学校女性 A 教諭は、年末から翌年 1 月末の間に、勤務校の職員室において、同校第 6 学年児童 28 名分の健康カードを紛失するとともに、同カードを紛失したことを速やかに管理職に報告しなかった。

(個人情報漏洩事例 2)

高校の A 教諭は、習熟度別に少人数指導で行われる「英語Ⅱ」の授業の一講座を担当していた。一学期の中間試験終了後、生徒 57 人のうち A 教諭が 17 人分の答案を採点し、「英語Ⅱ」の主担当である B 教諭の机の上に置いておいたところ、翌々日朝になり、その 17 人分の答案が紛失していることが判明した。両教諭によると、紛失した原因ははっきりせず、未使用の解答用紙に紛れて捨ててしまった可能性が高いという。

学校側は対象の全生徒宅を回り謝罪した。また、「確認テスト」として生徒 57 人全員の再試験が行われた。

その他の事例

(事例 1)

A教諭は、授業中、宿題を忘れた1年生の生徒Bに対して注意したところ、生徒Bが「いろいろと忙しかった」と述べたことに対し、「うるさい。言い訳するな。今日中に出さなかったら殺すぞ。」としかった。翌日、廊下で生徒Bに向かって「まだ、生きとったか。昨日のうちにらせと言ったはずだ。死なないとわからんか。」と詰め寄った。生徒Bはショックを受け、恐怖心から学校に登校できなくなり、3日間欠席した。A教諭は普段から「こんな問題、解けないなら死んじまえ」「この程度のことができない者は生きている価値なし」などの発言を繰り返していた。

(事例 2)

中学校の卒業文集で、一つのクラスが作成した生徒同士のランキング投票に、「将来ホームレスになっていそうな人」「総理官邸に放火しそうな人」などの項目があり、生徒の実名があげられていた。ほかにも、「心の狭い人」「ストーカーになりそうな人」など生徒が傷つく可能性のある不適切な項目が数カ所あった。文集は担任の指導の下で、クラス委員の生徒らが作成した。最後に担任教諭が確認するはずだったが、卒業前の忙しさもあって見落とされていた。地元紙に保護者から投稿があり、市教育委員会が調査して発覚した。

(事例 3)

小学校女性A教諭は、某日午前10時ころ、勤務校において自分が担任している学級の児童の新体力テストのデータを提出用記録用紙に記入する際、実施していない種目の欄に架空の数値を記入し、教育委員会及び文部科学省に対して虚偽報告を行った。

(事例 4)

中学校A校長は、某日、勤務校の第3学年生徒が受験のため私立高等学校に提出する調査書について、同校男性B教諭に指示して虚偽の評定及び虚偽の観点別評価を記載した調査書を作成させた。B教諭は、同調査書に虚偽の評定及び虚偽の観点別評価が記載されていることを知りながら、A校長の指示に従って同調査書の記載者欄に押印し、同調査書の作成に関与した。

なお、同校の他の教員から指摘を受け、同調査書の提出には至らず、当該高等学校には正確な評定等が記載された調査書が提出された。

(事例 5)

高等学校 A 教諭は、某日午後 2 時 40 分ころ、当時の勤務校校庭において、同校陸上部の生徒 3 名に対し、ハンマー投げの練習を始める前に同練習の危険性の確認や安全意識の指導を具体的に行わず、また、ハンマー投げによる事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるにもかかわらずこれを怠ったことから、同生徒 3 名のうち 1 名の生徒が投げたハンマーが他の生徒の前頭部に当たり、同生徒に左目視覚障害等の後遺症を伴う頭蓋骨開放骨折、頭蓋底骨折及び脳挫傷の傷害を負わせる事態を招いた。

(事例 6)

中学校 A 教諭は、数年前から実家のある△△町の個人経営の学習塾で月に 2 回程度、講師として小学生の学習指導を担当し、1 回 5,000 円の報酬を得ていた。A 教諭は、知人である経営者からの強い依頼を断れず、講師を続けていた。また、報酬は交通費と認識していた。学校側は兼業に気づいておらず、外部からの通報で初めて判明した。

(事例 7)

中学の男性教員 A は校長の旅行命令による出張で教員研修センターで行われた研修に参加した際、午前中だけ出席し午後から無断早退した上、校長には「1 日受講した」と嘘の報告をした。午後、市内のショッピングセンターにいるところを見かけた保護者の連絡により判明した。以前にも 3 度ほど、会議等に出席するために申請した出張を無断で欠席、早退をして、パチンコや買い物をしていたことも聞き取り調査により判明した。

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト [管理職用]

はい ○ いいえ × どちらともいえない △

[教職員の意識改革]

1	服務規律の校内研修は、年間計画を立て計画的に行われていますか。	
2	教育委員会からの指導通知等を掲示・配布するだけでなく、直接指導をしていますか。	
3	教育委員会からの指導を受けて、不祥事防止の対策に取り組んでいますか。	
4	万引、飲酒運転等の交通違反、体罰、ハラスメント、公金管理等の個別の課題について、時機を捉えて適切に指導していますか。	
5	教職員の不祥事は、他の学校のこと、他人事との意識でなく、自校のこと、自分のこととして意識していますか。	
6	教職員の勤務時間の管理や勤務時間の割振りを適切に行っていますか。	
7	人間関係の悪化を懸念して、教職員への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしていますか。	

[教職員・校内の状況把握]

1	日頃から、個々の授業や生徒指導、部活動等の状況の把握に努めていますか。	
2	長時間労働者への産業医等による面接指導が適切に行われていますか。	
3	評価システム等による管理職と教職員の面接の際に、悩み等についても話し合うなど面接指導は適切に行われていますか。	
4	課題を抱える教職員の状況を把握し、継続的な指導・観察を行っていますか。	
5	休暇・休職者等について、きちんと状況を把握していますか。	
6	自家用自動車公務使用登録証明書等で運転免許証の有効期間を把握していますか。	
7	校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間があるかどうか把握していますか。	

[取扱要綱・管理規程の整備]

1	危機管理の体制やマニュアルが整備され、研修も行われていますか。	
2	県費外会計を扱う際、複数の教職員がチェックしたり、通帳等の関係書類に記録し整理するなど、要綱に即した取扱いが適正に行われていますか。	
3	個人情報の管理規程を作成していますか。	
4	情報ネットワーク（校内LAN等）の管理規程を作成していますか。	

[教職員間の協力体制]

1	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気が醸成されていますか。	
2	様々な校務や児童生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めていますか。	
3	教職員に日常的に声をかけたり、気軽に教職員からの相談に応じていますか。	
4	教職員からの提案や意見などに対して適切に対応していますか。	
5	悪い情報でも迅速に管理職に伝わるよう徹底されていますか。	

[児童生徒への指導体制]

1	指導の困難な児童生徒を特定の教員だけに任せず、管理職として適時の相談・指導を行っていますか。	
2	指導が困難な児童生徒への対応を、一人の教員だけに任せきりにせず、組織的に対応していますか。	
3	児童生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員や同性の教職員で対応するなどの配慮をしていますか。	
4	個室で児童生徒に1対1で指導を行う場合は、十分配慮して行うよう指導していますか。	
5	特別な支援が必要な児童生徒に対し、適切な支援の方法を周知していますか。	

[学校としての相談体制]

1	わいせつな行為やセクシュアル・ハラスメント、体罰などについて、児童生徒や教職員からの相談や訴えへの相談体制が整備されていますか。	
2	学校における相談窓口、学校以外の相談窓口を児童生徒や保護者に周知していますか。	
3	相談員の人選、相談場所など相談しやすい雰囲気づくりができていますか。	

[家庭や地域との情報交換]

1	何事も、学校内部だけで解決しようという意識ではなく、説明責任を果たそうという意識でいますか。	
2	保護者等との情報や意見の交換が円滑に行われていますか。	
3	日頃から地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制をとっていますか。	

[教育委員会との連絡]

1	教育委員会への報告・連絡・相談等を迅速かつ適切に行っていますか。	
---	----------------------------------	--

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト [教職員用]

はい ○ いいえ × どちらともいえない △

[公務員としての責任・意識に関すること]

1	自分が公務員であることを常に自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動していますか。	
2	不祥事は、他の学校のこと、他人事との意識ではなく、自校のこと、自分のこととして意識していますか。	
3	他の教職員の言動に気になることがあっても黙認せず、率直に意見が言える雰囲気がありますか。	
4	勤務時間外であっても、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動していますか。	
5	島根県教育委員会の「教職員の懲戒処分及び公表の指針」について理解していますか。	
6	不祥事があったとき、生徒や学校・教育全体、また家族など周囲の人々に取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを考えていますか。	

[生活に関すること]

1	普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をしていますか。	
2	身近に悩みを話すことのできる相手がありますか。	
3	家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図るようにしていますか。	
4	過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだりするなど、公務員としてふさわしくない行為をしないよう、平素から心掛けていますか。	

[体罰]

1	体罰が人格を傷つけ人権を侵害する行為であることを認識していますか。	
2	児童生徒や保護者と人間関係ができていれば、少しの体罰なら許されると思わず、いかなる場合も許される行為でないと理解していますか。	
3	児童生徒への指導は、自分の感情を抑え、冷静に行っていますか。	
4	児童生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導ができていますか。	
5	児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとすることなく、児童生徒の意見を十分に聞いていますか。	
6	同僚の体罰を目撃したら、速やかに止めたり、管理職に報告していますか。	
7	生徒指導を一部の教職員に任せきりにせず、組織的に対応していますか。	

[ハラスメント]

1	児童生徒の相談を受けたり個別指導したりする時は、必要に応じて管理職等に報告・連絡・相談をしていますか。	
2	児童生徒、保護者、他の教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントととられかねない言動をしないように心掛けていますか。	
3	児童生徒や保護者と私的に携帯メールをするなど不適切な関わりをしないように心掛けていますか。	
4	同僚に対して感情にまかせたような発言や、大勢の前で個人名をあげて非難するようなことをせず、お互いの人格を尊重し合っていますか。	
5	同僚に対して親睦行事に強制的に参加させたり、業務とは関係ない個人的な雑用を強要させたりしないように心掛けていますか。	

[交通事故・交通違反]

1	交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転をしていますか。	
2	飲酒をした場合、量の多少に関わらず、たとえ微量でも絶対に車を運転しないという心構えを持っていますか。	
3	深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることがあることを知っていますか。	
4	車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗をしたりした場合も責任を問われることを知っていますか。	
5	心のどこかで「スピード違反でつかまるのは、運が悪い」と思わず、速度違反をしないよう努めていますか。	
6	特に大幅なスピード違反は、危険性の極めて高い重大な交通違反だと知っていますか。	

[個人情報の管理・守秘義務]

1	児童生徒・保護者の個人情報は、法令に基づく守秘義務があることを知っていますか。	
2	個人情報に関する書類等を学校外に持ち出したりしないよう心掛けていますか。	
3	個人情報に関する電子データの管理や、校務で使用するパソコン・記憶媒体の保管の仕方において、盗難や情報漏洩に対する対策を行っていますか。	
4	机の上、コピー機・パソコンの周辺等に個人情報を放置しないよう注意していますか。	

[公金等の適正な扱い]

1	一時的な立て替えであっても、公金を流用することはありませんか。	
2	県費外会計を扱う際、金銭出納簿や預金通帳等関係書類に記録し、整理していますか。	
3	現金はロッカーや机に入れて保管せず、速やかに預金口座に入金していますか。	
4	会計は単年度処理され、監査を受けていますか。	